

静岡県産材証明制度に係る
県外委託加工の手続き（**留意事項**）

静岡県木材協同組合連合会

県産材製品を「県外委託加工」等により製造する県産材取扱事業者（認定事業者）は、静岡県産材証明制度「実施要領」第5条に規定する「事前手続き」（申請と認定）が必要となります。

記

【 静岡県産材証明制度 実施要領 】

（県産材製品の県外委託加工等による製造）

第5条 県外で委託加工等により県産材製品の製造を希望する「県産材取扱事業者」は、事前に申請書（**様式第5号**）に関係書類を添えて会長に提出し、認定を受けるものとする。

2 関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 県外委託加工のフロー図
- (2) 県外委託加工に関わる企業名簿
- (3) 県外委託加工の分別管理マニュアル
- (4) 配置図
- (5) 記録管理簿
- (6) 状況写真
- (7) その他（必要に応じ、加工工程フロー図、自社製造基準等）

3 会長は、県産材取扱事業者からの申請内容を審査し、適当と認められる場合、県外での委託加工を認定するものとする。

4 会長は、認定した県産材取扱業者に県外での委託加工認定証（**様式第6号**）を地区木材組合経由で通知するものとする。

5 会長は、県外での委託加工を認定した県産材取扱事業者を知事に報告（**様式第7号**）するものとする。

6 会長は、県外での委託加工を適正に運用させるため、必要に応じ検査を行うものとする。ただし、検査に必要な費用は、県産材取扱事業者が負担するものとする。

7 県外での委託加工の認定を受けた県産材取扱事業者は、「記録管理簿」に記録するとともに、県産材製品の受け入れ状況や保管状況等の「写真」を添付して保管する。

8 会長は、必要に応じ県産材取扱事業者から「記録管理簿」等を提出させることができる。

【 事前手続きの事務フロー 】

